

参 考 資 料

目 次

1 職員給与関係

第1表	職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	参考-1
第2表	職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比	参考-2
第3表	職員の平均給与月額	参考-3
第4表	行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢	参考-4
第5表	職員の給料表別、級別、号給別人員	参考-5
第6表	職員の扶養親族数別人員	参考-30
第7表	職員の住居手当の支給状況	参考-32
第8表	職員の通勤手当の支給状況	参考-33
第9表	職員の単身赴任手当の支給状況	参考-34
第10表	職員の管理職手当の支給状況	参考-34
第11表	職員の地域手当の支給状況	参考-34
第12表	再任用職員の適用給料表別、級別人員	参考-35
第13表	職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較	参考-36
第14表	国及び類似都府県と愛知県の給与配分の状況	参考-37
第15表	都道府県の賃金指数と地域手当の団体支給率	参考-37
第16表	公務における再任用職員及び民間における再雇用者の平均給与月額	参考-38

2 民間給与関係

	令和8年職種別民間給与実態調査の概要	参考-39
第17表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考-40
第18表	職種別、学歴別、企業規模別初任給	参考-41
第19表	企業規模別、職種別給与額等	参考-42
第20表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）	参考-48
第21表	民間における初任給の改定状況	参考-54
第22表	民間における給与改定状況	参考-55
第23表	民間における住宅手当の支給状況	参考-56
第24表	民間における国内異動に係る手当等の支給状況	参考-56
第25表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考-57
第26表	職員給与と民間給与との比較における対応関係	参考-57

3 生計費関係

	令和8年4月の標準生計費算定方法	参考-58
第27表	名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費	参考-58

4 労働経済関係

第28表	労働経済指標	参考-60
------	--------	-------

1 職員給与関係

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

区分 給料表	適用人員等								
	令和8年4月（A）			令和7年4月（B）			増減（A）－（B）		
	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数	人員	平均年齢	平均経験年数
行政職給料表	人 9,283	歳 40.7	年 18.3	人 9,263	歳 40.8	年 18.5	人 20	歳 △0.1	年 △0.2
公安職給料表	12,998	39.7	18.2	13,103	39.5	18.0	△105	0.2	0.2
教育職給料表（一）	9,275	40.9	18.1	9,263	41.1	18.3	12	△0.2	△0.2
教育職給料表（二）	23,134	38.9	16.2	22,724	38.9	16.1	410	0.0	0.1
教育職給料表（三）	29	50.9	28.3	28	51.3	27.7	1	△0.4	0.6
研究職給料表	395	43.5	20.4	434	43.6	20.4	△39	△0.1	0.0
医療職給料表（一）	55	50.6	25.2	50	51.6	26.3	5	△1.0	△1.1
医療職給料表（二）	280	43.2	19.1	295	42.5	18.4	△15	0.7	0.7
医療職給料表（三）	396	41.1	17.1	424	40.8	17.0	△28	0.3	0.1
福祉職給料表	118	40.5	17.9	117	39.8	17.5	1	0.7	0.4
特定任期付職員給料表	1	x	—	1	x	—	0	—	—
全給料表	55,964	39.8	17.4	55,702	39.8	17.4	262	0.0	0.0

- （注） 1 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に定める給料表をいう（以下第6表まで同じ（第4表を除く。））。
 2 再任用職員等は含まれていない（以下第11表まで及び第13表から第15表までについて同じ。）。
 3 △印は、減少を示す。
 4 「x」は、人員が1人の場合である。
 5 定年が段階的に引き上げられるに伴い、職員の給与に関する条例附則第7項により給料月額が決定される職員を除いた数値である（以下第11表までについて同じ。）。
- 備考 上記の給料表のほかに、指定職給料表、第一号任期付研究員給料表（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に定める給料表をいう。）及び第二号任期付研究員給料表（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項に定める給料表をいう。）があるが、適用者はいない。

第2表 職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表		学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	%
行政職給料表		80.7	7.5	4.3	14.9	0.0	62.9	37.1
公安職給料表		61.2	0.3	5.1	33.7	0.0	87.8	12.2
教育職給料表（一）		95.9	12.5	2.7	1.4	—	56.2	43.8
教育職給料表（二）		98.0	5.9	1.9	0.0	—	48.3	51.7
教育職給料表（三）		10.3	—	82.8	6.9	—	3.4	96.6
研究職給料表		97.2	39.5	0.8	2.0	—	70.6	29.4
医療職給料表（一）		100.0	7.3	—	—	—	69.1	30.9
医療職給料表（二）		86.8	3.6	12.9	0.4	—	42.1	57.9
医療職給料表（三）		36.1	—	54.8	8.8	0.3	13.4	86.6
福祉職給料表		65.3	3.4	29.7	5.1	—	47.5	52.5
特定任期付職員給料表		100.0	—	—	—	—	100.0	—
全給料表		85.6	6.1	3.7	10.6	0.0	61.0	39.0
	昨年の状況	85.2	6.2	3.9	10.9	0.0	61.7	38.3

（注） 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれ100と一致しない場合がある。

第3表 職員の平均給与月額

区分 給料表		給与種目				平均給与月額 計
		給 料	扶養手当	地域手当	その他	
		円	円	円	円	円
行政職給料表		347,542	7,798	31,227	17,530	404,097
公安職給料表		372,417	14,895	33,078	7,570	427,960
教育職給料表（一）		407,005	9,348	35,762	16,785	468,900
教育職給料表（二）		390,996	8,576	34,478	18,247	452,297
教育職給料表（三）		442,059	11,103	39,097	12,593	504,852
研究職給料表		388,438	9,822	35,244	25,454	458,958
医療職給料表（一）		569,782	9,836	101,857	223,022	904,497
医療職給料表（二）		371,543	6,746	32,999	24,032	435,320
医療職給料表（三）		364,734	4,231	31,620	11,211	411,796
福祉職給料表		371,938	9,458	32,591	9,101	423,088
特定任期付職員給料表		x	x	x	x	x
全給料表	令和8年4月(A)	381,994	10,016	33,870	15,614	441,494
	令和7年4月(B)	367,437	9,454	32,579	15,360	424,830
	(A)／(B)×100	104.0%	105.9%	104.0%	101.7%	103.9%

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当等である。
4 「x」は、人員が1人の場合である。

第4表 行政職給料表適用職員の級別平均給与月額及び平均年齢

区分 級	職員数	平均年齢	給与種目				平均給与月額 計
			給 料	扶養手当	地域手当	その他	
	人	歳	円	円	円	円	円
10級	7	56.8	602,743	10,714	63,984	147,586	825,027
9級	26	57.4	561,300	10,000	62,970	133,819	768,089
8級	138	57.2	504,291	7,529	53,601	115,528	680,949
7級	260	56.5	462,493	10,260	47,676	91,641	612,070
6級	692	55.7	434,355	11,056	43,491	66,668	555,570
5級	1,586	52.4	415,681	13,282	36,784	7,542	473,289
4級	1,882	43.8	375,513	12,304	33,261	6,067	427,145
3級	1,923	37.9	321,258	6,993	28,118	9,368	365,737
2級	1,587	30.3	277,259	1,858	23,904	13,570	316,591
1級	1,182	24.2	248,078	66	21,116	7,939	277,199
全級	9,283	40.7	347,542	7,798	31,227	17,530	404,097

- (注) 1 給料には、給料の調整額を含む。
2 地域手当には、異動保障によるものを含む。
3 その他は、住居手当、初任給調整手当、管理職手当、単身赴任手当（基礎額）、特勤勤務手当、へき地手当等である。

第5表 職員の給料表別、級別、号給別人員

行政職給料表 (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2								1	1	1
3								6		
4								24		
5			1					25	1	3
6								35	14	3
7				1	1			44	10	
8			8	3				1		
9	15		8	7				2		
10	2		3	8						
11		1	4	3						
12		3	26	11						
13	9	130	9	17						
14	1	66	22	31			2			
15	1	41	12	18			4			
16	1	22	18	24			13			
17	19	116	66	31			44			
18	4	82	67	37			41			
19	4	62	51	28			15			
20	3	40	53	34			12			
21	19	90	86	31			15			
22	4	83	67	27	1		23			
23	3	36	65	31			7			
24	4	41	72	39			6			
25	26	86	59	42			6			
26	7	71	65	24			6			
27	5	44	64	31	1		5			
28	8	50	55	29			4			
29	237	79	52	45	1		1			
30	14	74	53	40	2	1	3			
31	12	45	56	37	2		3			
32	8	30	51	35	2		3			
33	193	88	55	36	1					
34	16	65	44	49	1		2			
35	8	36	45	43	6		2			
36	8	31	35	38	2		5			
37	175	22	44	30	2		2			
38	56	3	33	43	7	1	3			
39	18		25	36	4		1			
40	21	4	37	33	7					
41	154	3	40	37	6	8	3			
42	67		24	23	2	24				
43	38	3	26	47	5	24	2			
44	17	1	21	37	8	13	1			
45	2		22	28	6	21	4			
46		1	22	32	5	23	3			
47		1	19	20	10	20				
48	1	3	27	19	10	12				
49	1	1	16	25	7	21	19			
50			12	25	8	13				
51		2	18	16	12	13				
52		5	19	24	10	5				
53	1	2	11	25	11	12				
54		2	12	21	15	18				
55		1	9	16	14	13				
56			10	14	10	8				
57		1	17	15	10	9				
58		1	11	20	12	5				
59			11	19	16	7				
60			5	16	13	2				
61		3	7	22	9	5				
62			7	17	20	12				
63		1	6	12	12	5				
64			2	17	22	9				
65			1	11	18	13				
66			4	10	19	13				
67			4	12	24	14				
68			7	20	19	15				
69		2	3	18	21	17				
70		1	1	12	39	15				
71		2	1	14	49	18				
72			2	9	35	16				
73			2	12	31	267				
74			1	18	36					
75			2	6	37					
76		1	1	9	57					

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			2	10	51					
79		2	2	6	42					
80				6	43					
81			6	9	50					
82				8	54					
83			4	9	41					
84			2	15	59					
85			2	9	44					
86		1	2	11	524					
87			2	11						
88			2	12						
89			2	10						
90				96						
91			3							
92			1							
93			1							
94		1	1							
95			2							
96			2							
97			3							
98		1	3							
99			1							
100			6							
101			6							
102		1	1							
103			2							
104			3							
105			3							
106			1							
107			1							
108			5							
109			38							
110										
111		1								
112		1								
113										
114										
115										
116		1								
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	1,182	1,587	1,923	1,882	1,586	692	260	138	26	7

適用職員数	9,283 人
-------	---------

(注) 各級内の太線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員 0 は空欄とした。以下第 5 表の各表について同じ。
 特定任期付職員給料表は人員が 1 人であるため、掲載していない。

公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 2 3 4	人	人	人	人	人	人	人	人	2 人
5 6 7 8	72								2 24 7 11
9 10 11 12	9 2 73 2		4 3	1					26
13 14 15 16	32 2 8 3	180 2	1 2						
17 18 19 20	81 3 11 3	7 5 180 16	1 4 4	1 3		2			
21 22 23 24	62 4 28 4	77 26 40 164	3 1 4 5	2 3 3	3				
25 26 27 28	65 3 30 17	57 28 61 183	3 7 12 6	1 7 9 3	1 3 1 1	1	1	1	
29 30 31 32	3	60 28 37 155	11 3 18 19	5 4 31 22	3 1	1 3 1	1	1 3 6	
33 34 35 36		49 34 58 139	21 11 47 89	32 35 41 29	2 2	1 2 4	1 2	7 7 3 6	
37 38 39 40		70 39 36 88	63 56 59 87	39 46 40 25	1 6 6 5	2 2 1 3	1 1 1	9 6 18 1	
41 42 43 44		61 45 45 75	62 58 62 79	39 40 45 49	11 13 10 16	1 3 6 4	3 4 4 9	5 5 3	
45 46 47 48		51 45 27 13	67 46 62 77	29 40 47 53	22 13 20 14	3 4 6	18 23 21 7	5 5 7 3	
49 50 51 52		2 4 1 3	67 52 37 41	51 69 49 47	22 22 22 21	2 6 1 2	15 11 13 26	1 6 4 1	
53 54 55 56		2 2 1 1	38 29 30 36	52 74 62 64	21 24 34 35	2 4 7 7	25 12 8 10	5 2 8 3	
57 58 59 60		1 3	35 30 34 30	61 66 75 66	43 35 50 35	4 4 10 3	9 10 7 11	7	
61 62 63 64		1 1	30 37 23 34	58 57 49 58	47 49 37 50	3 4 2 12	17 16 13 11		
65 66 67 68			31 22 35 30	63 64 64 68	65 39 58 28	11 5 2 7	5 6 8 5		
69 70 71 72			20 35 25 25	58 60 64 54	58 37 39 26	7 3 7 7	2 12 7 4		
73 74 75 76			29 24 16 15	63 59 80 69	43 32 29 36	9 4 6 7	52		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77		1	23	62	41	8			
78		1	14	66	46	7			
79			23	68	24	7			
80			20	76	32	6			
81			20	67	33	5			
82			25	54	30	1			
83			12	87	24	3			
84			18	72	45	8			
85			22	51	33	89			
86			12	66	30				
87			12	61	25				
88			17	54	34				
89		1	22	58	29				
90			17	59	35				
91			23	48	30				
92			21	57	24				
93			14	61	20				
94			14	42	20				
95			13	44	18				
96			13	39	27				
97			18	47	32				
98			12	42	24				
99			8	40	20				
100			12	40	26				
101			14	35	197				
102			14	29					
103			9	33					
104		1	11	35					
105			13	28					
106			6	22					
107			10	37					
108			6	26					
109			11	29					
110			9	19					
111			4	22					
112			7	23					
113			9	19					
114			7	19					
115			6	18					
116			8	21					
117			3	17					
118			5	18					
119			4	14					
120			3	20					
121			7	15					
122			7	14					
123			3	15					
124			3	24					
125			6	18					
126			3	15					
127			2	20					
128			2	17					
129			5	186					
130			4						
131			2						
132			6						
133			5						
134			1						
135			3						
136			4						
137			1						
138			2						
139			2						
140			3						
141			28						
142									
143									
144									
145									
計	517	2,207	2,610	4,617	2,092	330	412	141	72

適用職員数

12,998 人

教育職給料表(一) (高等学校等に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5		142		1
6		3		
7		16		
8		6		
9		166		2
10				4
11	1	18		5
12		26		8
13		141		5
14		7		6
15		20		8
16		30		11
17		60		8
18	2	85		14
19		37		13
20	1	19		12
21	2	59		15
22	1	70		14
23	4	37		7
24	1	39	1	3
25	2	64	1	6
26	2	25	1	7
27	4	56	1	6
28	3	55	1	4
29	1	34	2	2
30		58		1
31	1	84		1
32		48	1	1
33	2	49	3	1
34	2	42	4	2
35	1	51	6	1
36	1	69	3	2
37	4	80	2	4
38	3	39	6	
39	1	56	6	1
40	2	62	7	2
41	2	69	4	1
42	3	34	10	1
43	4	53	6	
44	2	58	5	
45	3	67	13	
46	3	65	9	
47	1	48	22	
48	2	40	20	
49	3	66	13	
50	5	85	16	
51	2	43	12	
52	5	45	21	
53	3	68	13	
54	2	60	5	
55	1	76	16	
56	2	62	13	
57	4	64	15	
58		71	18	
59	2	103	10	
60	2	61	8	
61	1	70	10	
62	4	78	5	
63	3	67	5	
64	2	92	9	
65	4	59	5	
66	3	64	2	
67	4	68	3	
68	3	101	5	
69	2	59	4	
70	1	62	1	
71	3	68	1	
72	1	67	1	
73	5	81	2	
74	4	65	2	
75	3	56		
76	3	73	1	

職務の級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
77	4	63	4	
78	4	56		
79	6	85		
80	3	75		
81	4	50		
82	5	56		
83	6	72		
84	3	57		
85	3	57		
86	5	60		
87	6	60		
88	3	63		
89	2	72		
90	4	69		
91	1	77		
92	3	71		
93	3	58		
94	2	55		
95	1	54		
96	1	73		
97	2	41		
98	4	57		
99		47		
100	2	77		
101		56		
102	2	56		
103	1	65		
104	2	60		
105	2	70		
106	2	54		
107	3	52		
108		59		
109	4	53		
110		53		
111	2	54		
112	2	62		
113	1	60		
114	2	61		
115	2	54		
116	3	62		
117		51		
118	2	57		
119	1	46		
120	2	38		
121		46		
122	4	41		
123		37		
124	3	42		
125	2	38		
126	1	36		
127		41		
128	2	41		
129	3	38		
130	2	29		
131	1	36		
132		39		
133	1	38		
134	2	53		
135		39		
136		28		
137		30		
138		32		
139		40		
140		30		
141		36		
142	1	25		
143		26		
144		38		
145		33		
146		31		
147		45		
148		51		
149		43		
150		51		
151	1	71		
152		65		

職務の級 号給	1	2	3	4
153	1人	330人		
154				
155				
156				
157	2			
158	1			
159				
160				
161	19			
計	294	8,448	354	179
適用職員数				9,275人

教育職給料表(二) (中学校、小学校又は義務教育学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭等に適用)

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
1					2
2					
3					
4					7
5					36
6					78
7					73
8					70
9					44
10					42
11		1			69
12					46
13					41
14					52
15		1			29
16					35
17		532			27
18		19			37
19		20			29
20		22			28
21		638			37
22		24			25
23		32			26
24		37			18
25		582			22
26		114			15
27		34			17
28		40			16
29		207			16
30		525			13
31		53			5
32		42			8
33		192			8
34		485			5
35		101			4
36		84			7
37		183			4
38		128			3
39		345			7
40		131		2	2
41		124			
42		154			4
43		320			
44		176		3	5
45		85			3
46		170			
47		129		3	
48		272		4	
49		159		2	
50		105		4	
51		153		8	
52		211		3	
53		205		5	
54		108		11	
55		126		7	
56		148		8	
57		189	1	11	
58		207		11	
59		119	1	13	
60		132	3	10	
61		192		14	
62		223		14	
63		104		18	
64		126	1	28	
65		173	1	31	
66		175		53	
67		214		69	
68		134		112	
69		151	1	54	
70		185		50	
71		223	2	71	
72		107	1	62	
73		134	2	37	
74		166	1	26	
75		165	2	25	
76		237		51	

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
77		124	2	35	
78		147		19	
79		162		27	
80		240		29	
81		148	2	16	
82		168	1	16	
83		137	2	11	
84		130	2	13	
85		227	5	9	
86		113	3	3	
87		135	2	3	
88		171	3	6	
89		156	2	4	
90		123	3	2	
91		239		1	
92		140		4	
93		139		9	
94		138			
95		213			
96		135	1		
97		180			
98		137			
99		148			
100		208			
101		132			
102		167			
103		166			
104		205			
105		156			
106		145			
107		163			
108		180			
109		115			
110		118			
111		144			
112		146			
113		132			
114		128			
115		172			
116		126			
117		146			
118		140			
119		154			
120		119			
121		146			
122		102			
123		134			
124		110			
125		89			
126		124			
127		117			
128		96			
129		84			
130		80			
131		102			
132		89			
133		71			
134		80			
135		85			
136		68			
137		62			
138		61			
139		55			
140		72			
141		63			
142		89			
143		71			
144		61			
145		65			
146		77			
147		72			
148		40			
149		47			
150		41			
151		44			
152		37			

職務の級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
153		48			
154		28			
155		33			
156		50			
157		54			
158		51			
159		55			
160		67			
161		49			
162		71			
163		70			
164		78			
165		475			
計		21,048	44	1,027	1,015

適用職員数	23,134 人
-------	----------

教育職給料表(三) (看護専門学校に勤務する学校長、副学校長及び教員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9				2	
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41		1			
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64		1			
65					
66					
67					
68					
69					
70		1			
71					
72					
73					
74			1		
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77	人	人	人	人	人
78		1			
79		1	1		
80					
81					
82					
83					
84		1	1		
85		1			
86					
87					
88		1			
89					
90					
91					
92		1			
93					
94					
95		1			
96					
97			3		
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113		1			
114		1			
115					
116					
117					
118		3			
119					
120		1			
121					
122					
123					
124					
125		5			
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
計		21	6	2	

適用職員数	29 人
-------	------

研究職給料表 (試験所、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5		5				1
6					2	
7					4	
8						
9		1			1	
10					1	
11						
12						
13		4				
14		1				
15						
16						
17		9	1			
18						
19		1	1			
20			7			
21		4	1			
22		2	1			
23		3	3			
24		1	5			
25		2	4			
26		2	3			
27		3	4			
28			2			
29		7	2			
30		3	2			
31		1	3			
32			3			
33		3	4	1		
34			3	1		
35		1				
36		1	1	2		
37		2	6	6		
38		2	1	2		
39		2	2	5		
40		1	4	6		
41		4	3	8		
42		3	4	4		
43		2		5		
44		3	2	5		
45		1	5	3		
46		1	2	5		
47				5		
48			5	1		
49		4	3	3		
50		2	1	1		
51		1	5	2		
52		2	1	1		
53		3	4			
54		5	4			
55		1	3			
56		3	1			
57		4				
58		2	3			
59		1	1			
60						
61		3	3			
62		2	4			
63		1	2			
64						
65		6				
66						
67		3				
68		1	2			
69		1				
70		3	4			
71						
72		1	2			
73		1				
74			2			
75			1			
76		2	4			

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77	人	人	2人	人	人	人
78		2				
79		1	1			
80			3			
81			1			
82						
83		1	2			
84						
85			6			
86			2			
87			2			
88			4			
89			1			
90		1	1			
91						
92			3			
93		1	4			
94			1			
95						
96			1			
97						
98		1	4			
99			1			
100						
101			2			
102			1			
103			2			
104		1				
105			4			
106						
107		1				
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121		2				
計		138	182	66	8	1

適用職員数	395 人
-------	-------

医療職給料表(一) (病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					1
5				7	
6				6	1
7				3	
8				1	
9	1	2			
10				1	
11					
12				1	
13		2	1		
14				4	
15					
16					
17		1			
18		1			
19		1			
20					
21	1		1		
22					
23		1			
24					
25		2			
26					
27					
28			1		
29		1			
30					
31					
32			1		
33					
34					
35					
36			1		
37					
38					
39					
40			1		
41			1		
42			1		
43					
44			2		
45			1		
46					
47					
48			1		
49					
50					
51		1			
52					
53					
54					
55					
56			1		
57			1		
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73			2		
74					
75					
76					

職務の級 号給	1	2	3	4	5
77 78 79 80	人	人	人	人	人
81 82 83 84					
85					
計	2	12	16	23	2

適用職員数	55 人
-------	------

医療職給料表(二) (病院、診療所、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								1
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9		3						
10							1	
11							4	
12							3	
13		5					1	
14							1	
15					2		1	
16		1						
17		2			1		7	
18					1		2	
19					1			
20					1			
21	1	4					1	
22					2		2	
23					3		4	
24	1				1		1	
25		2	2		1		1	
26		1	1		3		1	
27					1		1	
28			1		1			
29		3			4	1		
30		2	2		1			
31		1		2	1	1	2	
32				1	1	1		
33		2	3	1	3	1		
34		4		3	2	1		
35		1	1	2	4			
36			3	4	3	1		
37		3	1	5	4	1		
38		3	2	1	3	2		
39			2	1	2			
40			3	1	6	2		
41		3		2	1	2		
42		2	4	3	5	1		
43		3	2	1	4	1		
44		2			1			
45		1			1	1		
46				1	1	2		
47					1			
48				1	1	1		
49			1	2	2	1		
50			1					
51				2	1			
52		1			2			
53				1	2			
54		2						
55				1	1	2		
56				1	2	1		
57				1	1	1		
58					4			
59				1		1		
60					3			
61			1					
62								
63				1	1			
64						1		
65					1			
66								
67			1					
68					1			
69								
70								
71								
72					1			
73								
74								
75								
76								

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
77	人	人	人	人	人	人	人	人
78								
79								
80					1			
81					2			
82								
83								
84								
85					5			
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97								
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105		1						
106								
107								
108								
109								
計	2	52	31	39	97	26	32	1

適用職員数	280 人
-------	-------

医療職給料表(三) (病院、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師等に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9		7					
10							
11							
12		1					
13		7					
14							
15		3					
16							
17		14					
18							
19		6					
20							
21		13					
22							
23		10			1		
24					2		
25		1					
26		3					
27		5	1		1		
28		2	1		1		
29		7	8				
30		2	1		1	1	
31		4	3				
32		2	2			1	
33		7	3		1	1	
34		1					
35		1	3	2	2		
36		4	3		2		
37		4	1	1	3		
38		1	2	2	1		
39		3	1	1		1	
40		1		2		1	
41		4	3	2	2		
42			3	2		1	
43		1	4	1	2	2	
44		1	5	1		1	
45		4	2	4	4		
46		3	1	1		2	
47		3	1	1	2		
48		1		1	1		
49		5	2	2	1		
50		1	1	1	3	1	
51		2			1		
52		4			2	2	
53		6	2	1	1		
54		4		4	1	3	
55		1		3	2	1	
56				2		1	
57					1		
58				1	1	1	
59						1	
60				1		2	
61			1			2	
62					1	1	
63				1	2	1	
64					1		
65			1			4	
66				1			
67				2	1	1	
68				1	1	3	
69			1		1	1	
70						1	
71			1	1		2	
72					1	1	
73							
74			1	1	1		
75					2	2	
76		1			2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
77							
78			1		2		
79					4		
80				3	1		
81					1		
82				2	2		
83					2		
84			1	1	2		
85					14		
86							
87							
88							
89							
90			1	1			
91				1			
92			1	1			
93							
94				1			
95							
96							
97				1			
98							
99							
100							
101							
102				1			
103							
104		1					
105							
106				2			
107		1					
108				1			
109				1			
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		153	62	59	80	42	

適用職員数	396 人
-------	-------

福祉職給料表 (児童福祉施設等に勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員に適用)

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19	1					1
20						
21						1
22						
23	2			1		
24						
25		1				
26				1		
27	4	3				
28		2				
29	2	3		1		
30		1	1			
31	1	1		2		
32		1	3	1		
33	1		2	1		
34			1	2		
35	1					
36				1		
37	3	1		1		
38	1	1				
39	1				1	
40			1			
41		1				
42				1		
43	1	1			1	
44		1				
45	1	1		2		
46		1		1	2	
47		2			1	
48						
49	1	3	1			
50	1	6				
51		2				
52		1		1		
53		1				
54		1	1	1		
55	1		1			
56				1		
57						
58				1		
59						
60		1				
61						
62		1				
63						
64						
65				1		
66			1	2		
67				3		
68						
69						
70				1	1	
71			1	1		
72						
73		1				
74						
75						
76				2		

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
77 78 79 80	人	人	人	人	人	人
81 82 83 84			1	2 1		
85 86 87 88			1	4		
89 90 91 92						
93 94 95 96						
97 98 99 100						
101 102 103 104						
105 106 107 108						
109 110 111 112						
113 114 115 116						
117 118 119 120						
121 122 123 124						
125 126 127 128						
129 130 131 132						
133 134 135 136						
137 138 139 140						
141 142 143 144						
145 146 147 148						
149 150 151 152						

職務の級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
153						
計	22	37	15	36	6	2

適用職員数	118 人
-------	-------

第6表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養 親族数	該 当 職 員 数					う ち 扶 養 親 族 で あ る 子 を 有 す る 者				
		行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他		行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他
		人	人	人	人		人	人	人	人
1 人	7,125	1,244	2,049	3,671	161	6,876	1,175	2,025	3,518	158
2 人	10,450	1,381	3,626	5,292	151	10,402	1,367	3,622	5,263	150
3 人	3,286	301	1,213	1,730	42	3,285	301	1,213	1,729	42
4 人	389	30	147	204	8	389	30	147	204	8
5 人	40	2	11	26	1	40	2	11	26	1
6 人	4	0	1	3	0	4	0	1	3	0
7人以上	2	0	1	1	0	2	0	1	1	0
計	21,296	2,958	7,048	10,927	363	20,998	2,875	7,020	10,744	359

- (注) 1 この表でいう「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 なお、全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.7人である。
 2 扶養手当の受給者の全職員に占める割合は、38.1%である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、26,320円（平均扶養親族数は1.86人）である。
 4 この表でいう「行政職」とは行政職給料表適用職員、「警察官」とは公安職給料表適用職員、「教員」とは適用職員、医療職給料表適用職員及び福祉職給料表適用職員をいう（以下第7表及び第8表について同じ。料表適用職員を含む。）。

う ち 子 以 外 の 扶 養 親 族 を 有 す る 者				
	行 政 職	警 察 官	教 員	そ の 他
人	人	人	人	人
249	69	24	153	3
81	22	12	46	1
56	8	20	27	1
29	7	9	13	0
6	0	1	4	1
0	0	0	0	0
0	0	0	0	0
421	106	66	243	6

教育職給料表適用職員、「その他」とは研究職給料表
ただし、第8表の「その他」には、特定任期付職員給

第7表 職員の住居手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
		行政職	警察官	教員	その他
受 給 者	人 13,841	人 2,539	人 2,810	人 8,136	人 356
手 当 月 額 11,000 円 者 以 下 の 受 給 者	20	9	5	6	0
手 当 月 額 11,100 円 以 上 28,000 円 未 満 の 受 給 者	5,181	867	965	3,226	123
手 当 月 額 28,000 円 者 の 受 給 者	8,640	1,663	1,840	4,904	233
手 当 受 給 者 1 人 当 た り 平 均 手 当 月 額	円 26,462	円 26,541	円 26,576	円 26,389	円 26,686

(注) 住居手当の受給者の全職員に占める割合は、24.7%である。

第8表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	受 給 者 数				
		行政職	警察官	教員	その他
交通機関等のみ利用者	14,091 ^人	5,844 ^人	6,290 ^人	1,519 ^人	438 ^人
交通用具のみ使用者	35,238	2,283	3,476	28,772	707
うち加算対象者	322	108	28	180	6
交通機関等と交通用具との併用者	3,149	655	2,174	262	58
うち加算対象者	14	10	0	4	0
計	52,478	8,782	11,940	30,553	1,203
うち加算対象者	336	118	28	184	6
受給者1人当たり平均手当月額	10,803 ^円	16,388 ^円	15,899 ^円	6,941 ^円	17,555 ^円
交通機関等のみ利用者の1人当たり平均手当月額	17,796	17,971	17,228	18,465	21,303
交通用具のみ利用者の1人当たり平均手当月額	7,081	10,051	11,313	6,161	14,137
交通機関等と交通用具との併用者の1人当たり平均手当月額	21,158	24,350	19,384	25,731	30,925

(注) 1 通勤手当の受給者の全職員に占める割合は、93.8%である。

2 加算対象者とは、特地又はへき地の勤務公署に勤務する、自動車等の使用距離が片道25キロメートル以上である者等をいう。

第9表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上2,000km未満	2,000km以上2,500km未満	2,500km以上		
受給者	人 117	人 17	人 18	人 6	人 1	人 3	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 163	円 34,699

第10表 職員の管理職手当の支給状況

区分 組織	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	8種	受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
知事部局	局長	地方機関の長	部長技監	事業監	課長	担当課長 地方機関の課長	地方機関の主幹			
学 校					校長			教頭 事務長		
警察本部				参事官	課長 署長	上席管理官 副署長				
受給者	人 11	人 25	人 91	人 121	人 1,551	人 626	人 122	人 1,583	人 4,130	円 75,280

- (注) 1 職名は、それぞれの区分に対応する主なものであり、受給者欄に掲げる人数は、すべての受給者の合計である。
2 事業監とは、対策監、推進監等をいう。
3 学校とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校をいう。

第11表 職員の地域手当の支給状況

支給割合 区 分	計	非支給	8.5%	13%	16%	20%
人 員 (構 成 比)	人 55,964 (100%)	人 21 (0.0%)	人 55,836 (99.8%)	人 4 (0.0%)	人 58 (0.1%)	人 45 (0.1%)
平 均 手 当 月 額	円 33,869	円 0	円 33,781	円 53,394	円 99,599	円 72,185

- (注) 人員及び平均手当月額には、異動保障によるものを含む。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	181	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	44		3	13	11	17					
教育職給料表(一)	428	23	405								
教育職給料表(二)	184		184								
研究職給料表	9		9								
医療職給料表(二)	5				5						
医療職給料表(三)	11				11						
福祉職給料表	2			2							
給料表計	864										
60歳											
61歳											
62歳	343										
63歳	305										
64歳	216										

- (注) 1 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)
 2 教育職給料表(二)特2級は、該当人員0であるため欄を設けていない(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
行政職給料表	210	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
公安職給料表	10			1	9						
教育職給料表(一)	271	9	262								
教育職給料表(二)	408		408								
教育職給料表(三)	2		2								
研究職給料表	5		5								
医療職給料表(二)	2			2							
医療職給料表(三)	11			11							
福祉職給料表	2		2								
給料表計	921										
60歳	57										
61歳	68										
62歳	188										
63歳	299										
64歳	309										

第13表 職員の給料月額と国家公務員の俸給月額との比較

その1 ラスパイレス指数

区 分	令和7年4月	令和6年4月	令和5年4月
ラスパイレス指数	101.0	101.0	101.0

(注) 上記指数は、各年の地方公務員給与実態調査(総務省)による愛知県の指数を表し、国を100としたものである。

その2 平均給与月額(令和8年4月)

給 与 項 目		国		愛知県	
		金 額	構成比	金 額	構成比
俸 給 (給 料)		円	%	円	%
		342,178	79.9	347,542	86.0
諸 手 当		86,273	20.1	56,555	14.0
地 域 手 当 等		45,912	10.7	31,227	7.7
そ の 他 手 当		40,361	9.4	25,328	6.3
計		428,451	100.0	404,097	100.0

(注) 1 国の各給与項目の金額は、令和8年国家公務員給与等実態調査による行政職俸給表(一)適用職員の金額であり、県の各給与項目の金額は行政職給料表適用職員の金額である。

2 国の俸給(給料)には俸給の調整額を、愛知県の俸給(給料)には給料の調整額を含む。

3 国の地域手当等には異動保障によるもの及び広域異動手当を含む。

4 愛知県の地域手当等には異動保障によるものを含む。

5 平均年齢は、国41.7歳、愛知県40.7歳である。

第14表 国及び類似都府県と愛知県の給与配分の状況（令和7年4月）

給 与 項 目	国	東京都	神奈川県	大阪府	愛知県
俸給（給料）	% 80.2	% 79.5	% 84.2	% 84.6	% 85.9
諸 手 当	19.8	20.5	15.8	15.4	14.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注） 国の各給与項目の割合は、令和7年国家公務員給与等実態調査による行政職俸給表（一）適用職員の給与額を基に算出しており、各都府県の各給与項目の割合は、令和7年の各都府県の人事委員会の報告による国の行政職俸給表（一）適用職員に相当する職員の給与額を基に算出している。

第15表 都道府県の賃金指数と地域手当の団体支給率

順 位	賃 金 指 数		順 位	地 域 手 当 の 団 体 支 給 率	
1	東 京 都	122.6	1	東 京 都	% 19.9
2	神 奈 川 県	108.2	2	神 奈 川 県	14.0
3	大 阪 府	106.4	3	大 阪 府	12.8
4	愛 知 県	102.1	4	千 葉 県	9.2
5	京 都 府	99.8	5	京 都 府	8.9
6	千 葉 県	98.1	6	埼 玉 県	8.5
7	兵 庫 県	97.9		愛 知 県	8.5
8	埼 玉 県	97.6	8	兵 庫 県	7.5
9	茨 城 県	97.2	9	茨 城 県	7.1
10	奈 良 県	96.7	10	広 島 県	6.4

（注） 1 賃金指数は、平成25年から令和4年までの賃金構造基本統計調査（厚生労働省）による所定内賃金に基づいて集計しており、全国平均を100とした指数である。

2 地域手当の団体支給率は、都道府県における地域手当支給率であり、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）による見直し後のものである。

第16表 公務における再任用職員及び民間における再雇用者の平均給与月額

(単位：万円)

役 職 段 階	公 務	民 間
係 長 級	30.3	32.9

(注) 1 「公務」は、令和8年職員給与実態調査による。平均給与月額は、再任用職員のうち行政職給料表が適用されるフルタイム勤務職員のものである（令和8年4月時点）。「係長級」は3・4級が適用される職員である。

2 「民間」は、職種別民間給与実態調査における60歳から64歳までのフルタイム勤務再雇用者の平均給与月額（令和6年から令和8年までの各年4月時点の3年平均）である。

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、職員給与を検討するため、令和8年4月現在における県内民間事業所の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

愛知県人事委員会、名古屋市人事委員会、人事院及び各県等の人事委員会

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所
3,597事業所

② 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)の①に記載した事業所を、組織、規模、産業により36層に層化し、これらの層から479事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所は、第17表のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

① 調査実人員

行政職相当職種が25,654人（初任給関係2,888人、初任給関係以外22,766人）であり、その他の職種が1,976人（初任給関係52人、初任給関係以外1,924人）である。

なお、初任給関係以外の調査職種該当者の推定数は375,088人であり、このうち行政職相当職種は317,824人である。

② 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第17表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模		3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満
	規模計	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
農業，林業，漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利 採取業，建設業	28	5	9	4	10	
製 造 業	131	36	20	16	59	
電気・ガス・熱供給 ・水道業、情報通信 業、運輸業，郵便業	70	20	19	6	25	
卸売業，小売業	36	8	8	9	11	
金融業，保険業，不 動産業，物品賃貸業	20	9	4	2	5	
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	78	17	12	17	32	
産 業 計	363	95	72	54	142	

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が8所、調査不能の事業所が108所あった。
- 2 調査対象事業所479所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所8所を除いた471所に占める調査完了事業所363所の割合（調査完了率）は、77.1%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第18表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満
事務・技術関係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	円 249,858	円 257,070	円 235,343
		短 大 卒	216,002	214,683	217,673
		高 校 卒	209,959	211,999	203,563
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	251,346	259,865	232,402
		短 大 卒	207,651	※ 213,292	※ 205,571
		高 校 卒	208,105	210,403	201,614
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	247,460	252,161	239,349
		短 大 卒	219,719	214,925	※ 230,264
		高 校 卒	212,562	214,103	206,903
その他	新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	※ 243,373	x	※ 247,000
	新 卒 研 究 員	大 学 卒	—	—	—
	準 新 卒 医 師	大 学 卒	520,368	520,368	—
	準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	※ 332,000	※ 332,000	—
	準 新 卒 診 療 放 射 線 技 師	養 成 所 卒	—	—	—
	新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—	—	—
	準 新 卒 看 護 師	養 成 所 卒	—	—	—
	準 新 卒 准 看 護 師	養 成 所 卒	—	—	—

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 「準新卒」とは、令和7年3月学校卒業後、令和7年度中に資格免許を取得し、令和8年4月までの間に採用された者をいう。

なお、医師については、令和5年3月又は令和6年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和8年4月までの間に採用された者（令和7年4月採用者を除く。）に限っている。

3 「大学卒」には大学院修了を、「短大卒」には高等専門学校卒を含まない。

4 ※印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

5 「x」は、調査実人員1人の場合である。

第19表 企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	45人	54.2歳	887,908円	2,970円	884,938円	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	9	52.6	616,956	6,156	610,800	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	835	52.9	756,491	3,801	752,690	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	481	53.1	853,106	3,048	850,058	
	事 務 部 次 長	458	52.3	684,390	10,400	673,990	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	技 術 部 次 長	229	51.6	713,172	4,233	708,939	
	事 務 課 長	1,811	48.8	641,146	12,903	628,243	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	1,298	49.5	706,861	5,278	701,583	
	事 務 課 長 代 理	552	48.6	626,818	35,179	591,639	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者
	技 術 課 長 代 理	379	49.1	666,163	32,406	633,757	課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	事 務 係 長	2,029	44.8	546,949	81,900	465,049	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,561	45.4	623,384	107,397	515,987	
	事 務 主 任	1,764	42.8	484,631	58,645	425,986	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のう ち、課長代理以上に直属し、部下を有する 者
	技 術 主 任	1,336	43.3	546,810	101,815	444,995	係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	事 務 係 員	5,722	37.2	382,224	44,982	337,242	
	技 術 係 員	4,257	36.8	412,244	62,343	349,901	

（注） 基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている民間事業所において、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が、部長と課長の間に位置付けられる従業員は部次長、課長と係長の間に位置付けられる従業員は課長代理、係長と係員の間に位置付けられる従業員は主任に含めて比較をしている。

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	40	54.0	931,533	3,367	928,166	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	4	53.6	609,960	1,194	608,766	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	661	52.7	802,916	1,595	801,321	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	429	53.0	884,106	1,804	882,302	
	事 務 部 次 長	343	52.6	701,572	2,969	698,603	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	技 術 部 次 長	194	51.5	741,715	1,241	740,474	
	事 務 課 長	1,423	48.7	674,203	13,893	660,310	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	1,148	49.5	726,137	3,987	722,150	
	事 務 課 長 代 理	401	49.0	659,323	33,788	625,535	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められ る課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	技 術 課 長 代 理	315	49.1	685,753	27,794	657,959	
	事 務 係 長	1,647	45.1	573,761	88,687	485,074	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	1,309	45.4	644,285	111,249	533,036	
	事 務 主 任	1,328	43.3	502,837	60,035	442,802	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	技 術 主 任	1,143	43.4	564,666	105,979	458,687	
	事 務 係 員	4,066	37.0	395,179	47,406	347,773	
	技 術 係 員	3,116	36.7	423,295	65,702	357,593	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	5	56.1	561,567	0	561,567	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
	工 場 長	5	51.8	622,232	9,898	612,334	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
	事 務 部 長	174	53.6	627,225	9,944	617,281	2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められ る部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
	技 術 部 長	52	53.3	623,258	12,272	610,986	
	事 務 部 次 長	115	51.6	640,638	29,324	611,314	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められ る部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長-課長間）
	技 術 部 次 長	35	52.0	588,319	17,319	571,000	
	事 務 課 長	388	49.4	535,209	9,727	525,482	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められ る課の長及び課長級専門職
	技 術 課 長	150	49.7	521,529	17,689	503,840	
	事 務 課 長 代 理	151	46.9	497,850	40,697	457,153	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められ る課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長-係長間）
	技 術 課 長 代 理	64	49.0	493,487	73,056	420,431	
	事 務 係 長	382	43.5	443,337	55,669	387,668	係の長及び係長級専門職
	技 術 係 長	252	45.7	457,433	76,809	380,624	
	事 務 主 任	436	40.4	410,270	52,966	357,304	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格 等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長-係員間）
	技 術 主 任	193	42.0	421,771	72,655	349,116	
	事 務 係 員	1,656	37.8	350,729	39,090	311,639	
	技 術 係 員	1,141	37.1	363,475	47,521	315,954	

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	6	50.9	267,251	1,272	265,979	見習、外国語の電話交換手を除く。
	自 家 用 乗 用 自 動 車 運 転 手	—	—	—	—	—	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	守 衛	41	46.7	403,361	46,587	356,774	
	用 務 員	2	50.7	309,557	20,823	288,734	
海 事 関 係 職 種	船 長 ・ 機 関 長	—	—	—	—	—	
	一 等 航 海 士 ・ 一 等 機 関 士	—	—	—	—	—	
	二 等 航 海 士 ・ 二 等 機 関 士	—	—	—	—	—	
	三 等 航 海 士 ・ 三 等 機 関 士	—	—	—	—	—	
	運 航 士	—	—	—	—	—	
	甲板長・操機長	—	—	—	—	—	
	甲板手・操機手	—	—	—	—	—	
	甲板員・機関員	—	—	—	—	—	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副学長・学部長	11	55.7	987,780	0	987,780	
	大 学 教 授	139	55.8	778,450	4,251	774,199	
	大 学 准 教 授	97	49.4	673,218	43,203	630,015	
	大 学 講 師	69	46.3	547,560	62,855	484,705	
	大 学 助 教	38	39.5	605,460	41,247	564,213	
	高等学校校長	3	58.3	782,316	0	782,316	
	高等学校教頭	12	55.7	702,826	3,361	699,465	
	高等学校教諭	140	46.5	547,031	4,746	542,285	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって 支給する 給 与(A)		(A)-(B)	
				うち時間外 手当(B)			
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	人 —	歳 —	円 —	円 —	円 —	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部（課）長	60	50.6	748,185	505	747,680	2室（係）以上又は構成員7人以上の部 （課）の長
	研究室（係）長	98	48.6	639,507	25,165	614,342	構成員3人以上の室（係）の長
	主 任 研 究 員	108	54.9	572,419	64,395	508,024	下記研究員より上位の者（研究所長の職名 を有する者、上記研究部（課）長及び研究 室（係）長を除く。）
	研 究 員	181	45.9	458,487	58,410	400,077	
	研 究 補 助 員	19	24.7	305,230	28,267	276,963	
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	x	x	x	x	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副 院 長	13	58.1	1,953,705	115,210	1,838,495	上記病院長に事故等のあるときの職務代行 者
	医 科 長	46	52.2	2,234,920	137,233	2,097,687	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医 師	73	37.4	1,537,185	89,656	1,447,529	
	歯 科 医 師	3	38.9	789,504	44,486	745,018	
	薬 局 長	3	48.2	721,049	11,625	709,424	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	46	35.7	417,112	33,951	383,161	
	診療放射線技師	63	39.2	444,876	47,385	397,491	
	臨 床 検 査 技 師	67	40.6	389,752	38,213	351,539	
	栄 養 士	35	37.9	346,278	19,583	326,695	
	理 学 療 法 士	112	33.9	361,677	28,920	332,757	
	作 業 療 法 士	80	32.9	331,602	25,168	306,434	
	総 看 護 師 長	9	55.7	673,637	14,309	659,328	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	83	46.6	520,460	52,286	468,174	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	225	44.5	438,455	64,251	374,204	
准 看 護 師	41	47.6	347,663	80,071	267,592		

（注）「x」は、調査実人員が1人の場合である。

第20表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等（事務・技術関係職種）

1 企業規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
支 店 長 ・ 工 場 長	人	歳	円	円	円
	54	54.0	838,927	3,546	835,381
大 学 卒	37	54.2	915,459	1,682	913,777
短 大 卒	2	55.1	583,142	0	583,142
高 校 卒	15	53.2	678,842	8,633	670,209
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,316	53.0	797,897	3,479	794,418
大 学 卒	1,118	52.7	813,943	3,830	810,113
短 大 卒	67	54.9	709,915	2,310	707,605
高 校 卒	125	54.6	706,071	1,005	705,066
中 学 卒	6	50.5	595,284	0	595,284
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	687	52.0	694,338	8,269	686,069
大 学 卒	516	51.4	708,778	10,672	698,106
短 大 卒	59	53.5	654,127	414	653,713
高 校 卒	112	54.2	648,654	1,347	647,307
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	3,109	49.2	675,118	8,961	666,157
大 学 卒	2,428	48.5	690,857	8,528	682,329
短 大 卒	218	51.6	617,048	9,027	608,021
高 校 卒	459	52.4	602,285	11,499	590,786
中 学 卒	4	50.0	557,539	44,712	512,827

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
	人	歳	円	円	円
事務課長代理・技術課長代理	931	48.8	645,375	33,871	611,504
大 学 卒	661	48.3	653,843	32,373	621,470
短 大 卒	101	49.7	636,550	34,529	602,021
高 校 卒	167	51.6	599,295	42,311	556,984
中 学 卒	2	53.9	425,748	126,562	299,186
事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	3,590	45.1	587,793	95,524	492,269
大 学 卒	2,451	43.2	596,902	99,301	497,601
短 大 卒	361	49.3	562,448	93,217	469,231
高 校 卒	762	50.3	565,317	82,331	482,986
中 学 卒	16	51.4	555,489	85,439	470,050
事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	3,100	43.0	510,404	76,539	433,865
大 学 卒	1,943	41.1	509,402	84,419	424,983
短 大 卒	414	45.5	521,395	57,700	463,695
高 校 卒	725	46.0	504,850	68,692	436,158
中 学 卒	18	50.2	526,977	98,066	428,911
事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	9,979	37.0	397,513	53,824	343,689
大 学 卒	6,474	34.5	405,179	57,677	347,502
短 大 卒	1,177	41.9	389,414	44,406	345,008
高 校 卒	2,281	41.0	380,987	48,474	332,513
中 学 卒	47	50.6	386,049	38,719	347,330

(注) 職種名に該当する者の区分は、第19表の備考に同じ。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
支 店 長 ・ 工 場 長	人 44	歳 54.0	円 900,305	円 3,156	円 897,149
大 学 卒	31	54.0	968,147	2,008	966,139
短 大 卒	2	55.1	583,142	0	583,142
高 校 卒	11	53.8	748,870	7,235	741,635
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	1,090	52.9	841,334	1,694	839,640
大 学 卒	952	52.6	852,123	1,750	850,373
短 大 卒	50	54.9	754,763	2,273	752,490
高 校 卒	88	54.7	763,955	706	763,249
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	537	52.2	716,606	2,322	714,284
大 学 卒	400	51.5	725,158	2,920	722,238
短 大 卒	49	53.6	690,371	546	689,825
高 校 卒	88	54.7	690,277	442	689,835
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	2,571	49.1	703,277	8,347	694,930
大 学 卒	2,050	48.5	714,825	8,248	706,577
短 大 卒	173	51.6	647,953	8,776	639,177
高 校 卒	346	52.5	644,515	8,544	635,971
中 学 卒	2	45.9	611,140	84,646	526,494

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
事務課長代理・技術課長代理	人 716	歳 49.1	円 672,563	円 30,785	円 641,778
大 学 卒	525	48.6	678,916	30,682	648,234
短 大 卒	68	50.0	663,805	23,847	639,958
高 校 卒	123	51.5	631,923	39,081	592,842
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	2,956	45.3	613,393	101,366	512,027
大 学 卒	2,034	43.3	619,790	104,171	515,619
短 大 卒	284	49.7	598,952	102,279	496,673
高 校 卒	624	51.0	594,459	89,878	504,581
中 学 卒	14	51.4	591,291	83,108	508,183
事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	2,471	43.4	529,757	80,039	449,718
大 学 卒	1,538	41.5	531,483	89,835	441,648
短 大 卒	335	45.6	534,366	57,694	476,672
高 校 卒	582	46.4	521,022	70,887	450,135
中 学 卒	16	51.6	551,505	104,549	446,956
事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	7,182	36.8	410,481	57,363	353,118
大 学 卒	4,796	34.2	417,023	61,398	355,625
短 大 卒	871	41.6	399,017	47,092	351,925
高 校 卒	1,485	41.5	397,932	51,814	346,118
中 学 卒	30	51.3	396,247	33,555	362,692

(注) 職種名に該当する者の区分は、第19表の備考に同じ。

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
支 店 長 ・ 工 場 長	人	歳	円	円	円
	10	53.9	592,880	5,109	587,771
大 学 卒	6	55.4	643,627	0	643,627
短 大 卒	—	—	—	—	—
高 校 卒	4	52.0	527,975	11,643	516,332
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 部 長 ・ 技 術 部 長	226	53.5	626,224	10,532	615,692
大 学 卒	166	53.3	636,417	13,500	622,917
短 大 卒	17	54.9	601,065	2,399	598,666
高 校 卒	37	54.4	593,289	1,588	591,701
中 学 卒	6	50.5	595,284	0	595,284
事 務 部 次 長 ・ 技 術 部 次 長	150	51.7	627,116	26,221	600,895
大 学 卒	116	51.2	658,494	34,470	624,024
短 大 卒	10	53.4	540,939	0	540,939
高 校 卒	24	52.8	534,695	3,826	530,869
中 学 卒	—	—	—	—	—
事 務 課 長 ・ 技 術 課 長	538	49.5	531,136	12,098	519,038
大 学 卒	378	48.4	546,246	10,215	536,031
短 大 卒	45	51.9	494,021	10,025	483,996
高 校 卒	113	52.1	494,774	19,022	475,752
中 学 卒	2	52.9	519,728	16,543	503,185

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額		
			きまって 支給する 給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)
事務課長代理・技術課長代理	人 215	歳 47.5	円 496,492	円 50,767	円 445,725
大 学 卒	136	46.0	494,543	43,119	451,424
短 大 卒	33	48.3	488,925	92,393	396,532
高 校 卒	44	52.1	509,954	51,156	458,798
中 学 卒	2	53.9	425,748	126,562	299,186
事 務 係 長 ・ 技 術 係 長	634	44.3	448,756	63,795	384,961
大 学 卒	417	42.7	457,008	69,532	387,476
短 大 卒	77	47.7	424,359	58,936	365,423
高 校 卒	138	47.4	438,113	49,388	388,725
中 学 卒	2	51.5	428,604	93,700	334,904
事 務 主 任 ・ 技 術 主 任	629	40.9	413,838	59,074	354,764
大 学 卒	405	39.0	407,040	59,311	347,729
短 大 卒	79	44.7	409,230	57,751	351,479
高 校 卒	143	44.1	433,709	59,037	374,672
中 学 卒	2	41.5	369,524	56,450	313,074
事 務 係 員 ・ 技 術 係 員	2,797	37.5	355,787	42,435	313,352
大 学 卒	1,678	35.4	364,276	44,828	319,448
短 大 卒	306	43.1	351,118	33,694	317,424
高 校 卒	796	39.6	339,440	40,286	299,154
中 学 卒	17	48.7	357,734	53,057	304,677

(注) 職種名に該当する者の区分は、第19表の備考に同じ。

第21表 民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
			増 額	据置き	減 額	
			%	%	%	
大学卒	規 模 計	76.9	(76.4)	(23.1)	(0.5)	23.1
	500人以上	89.4	(80.7)	(19.3)	—	10.6
	100人以上 500人未満	60.7	(68.1)	(30.5)	(1.4)	39.3
高校卒	規 模 計	54.8	(80.0)	(19.2)	(0.8)	45.2
	500人以上	62.8	(85.9)	(14.1)	—	37.2
	100人以上 500人未満	44.3	(69.1)	(28.7)	(2.2)	55.7

- (注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第22表 民間における給与改定状況

その1 ベース改定の実施状況

役職 段階	項目	ベースアップ	ベース改定中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
	企業規模				
係 員	規 模 計	% 80.4	% 1.9	% 0.0	% 17.7
	500人以上	82.0	2.2	0.0	15.8
	100人以上 500人未満	78.4	1.5	0.0	20.1
課長級	規 模 計	70.3	2.8	0.0	26.9
	500人以上	66.7	2.5	0.0	30.8
	100人以上 500人未満	74.9	3.3	0.0	21.8

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

その2 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり					定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
	企業規模	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施	増額	減額	変化なし	定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
係 員	規 模 計	% 93.7	% 92.9	% 40.6	% 7.4	% 44.9	% 0.8	% 6.3
	500人以上	94.7	93.2	38.4	5.9	48.9	1.5	5.3
	100人以上 500人未満	92.4	92.4	43.5	9.2	39.7	0.0	7.6
課長級	規 模 計	81.5	80.7	33.1	7.1	40.5	0.8	18.5
	500人以上	75.9	74.5	27.5	5.0	42.0	1.4	24.1
	100人以上 500人未満	88.9	88.9	40.7	9.8	38.4	0.0	11.1

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。

第23表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割 合
支給する	58.3%
支給しない	41.7%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	28,000円以上 29,000円未満

第24表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支給 する	支給方法		転勤に伴い 手当等を支給 しない
	一時金	一時金以外	
	%	%	
96.2	75.1	60.9	3.8

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。
2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
84.1	(12.6)	(45.5)	(12.7)	(21.6)	(7.6)	16.1	15.9

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第25表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模 \ 項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規 模 計	54.6	45.4	51.6	48.4	50.8	49.2
500人以上	53.4	46.6	50.2	49.8	50.6	49.4
100人以上 500人未満	56.1	43.9	53.3	46.7	51.1	48.9

第26表 職員給与と民間給与との比較における対応関係

職務の級 (行政職給料表)	民 間 従 業 員		
	企業規模500人以上		企業規模100人以上 500人未満
10級 9級	支 店 長 工 場 長 部 次 長		
8級	課 長		支店長 工場長 部長 部次長
7級			
6級	課 長 代 理		課長
5級			
4級	係 長		課長代理
3級	主 任		係長
2級	係 員		主任
1級			係員

3 生計費関係

令和8年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和8年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食料費	……………	食料
住居関係費	……………	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	……………	被服及び履物
雑費Ⅰ	……………	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	……………	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、令和8年4月の全国の費目別標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

2人～5人世帯については、「家計調査」（名古屋市・勤労者世帯）における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

第27表 名古屋市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)					
世帯人員 費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	33,230	59,530	73,660	87,780	101,910
住居関係費	36,080	46,740	40,310	33,880	27,450
被服・履物費	5,580	6,170	8,620	11,060	13,510
雑費Ⅰ	32,070	40,160	55,650	71,140	86,630
雑費Ⅱ	11,580	22,340	26,110	29,890	33,660
計	118,540	174,940	204,350	233,750	263,160

4 労働経済関係

第28表 労働経済指標

その1 全国集計

項目 年月	① 実質国内 総生産 (GDP)	② 常用雇用 指数 (調査産業計)	③ 有効求人 倍率 (季節調整値)	④ 完全失 業率 (季節調整値)	⑤ き ま っ て 支 給 す る 給 与 (調 査 産 業 計)				⑥ 所 定 内 給 与 (調 査 産 業 計)			
	前 期 比 (%)	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
令和7年4月	0.1	1.1	1.25	2.5	324.0	2.3	391.6	3.1	298.4	2.4	358.9	3.1
5月		1.1	1.23	2.5	321.4	2.0	387.3	2.4	296.9	2.1	356.0	2.5
6月		1.0	1.22	2.5	324.3	2.3	391.5	3.0	299.8	2.3	360.0	3.1
7月	△0.4	1.0	1.22	2.4	325.0	2.4	391.8	2.6	299.5	2.2	359.2	2.6
8月		0.9	1.21	2.6	322.5	2.0	389.1	2.5	297.8	2.2	357.6	2.6
9月		0.9	1.20	2.6	323.9	2.3	391.2	2.7	299.6	2.4	360.2	2.9
10月	0.3	0.7	1.19	2.6	328.2	2.8	394.9	2.8	302.0	2.9	361.5	2.8
11月		0.9	1.19	2.6	326.7	2.2	394.2	2.4	300.3	2.2	360.4	2.5
12月		0.8	1.20	2.6	327.3	2.3	394.7	2.4	301.4	2.4	361.5	2.5
令和8年1月	0.5	0.8	1.18	2.7	324.3	3.3	393.4	3.5	299.2	3.2	361.1	3.4
2月		0.8	1.19	2.6	325.7	3.8	396.1	3.9	300.0	3.8	363.0	3.8
3月		0.8	1.18	2.7	329.3	4.1	400.0	4.1	303.3	3.9	366.5	4.0
4月	0.4	0.6	1.18	2.5	336.7	4.0	406.6	3.8	309.5	3.7	371.8	3.6
5月		0.5	1.17	2.5	332.5	3.5	401.6	3.8	307.0	3.4	369.0	3.6
6月		0.5	1.18	2.5	336.4	3.7	406.1	3.7	310.7	3.7	373.3	3.7
資料出所	内閣府	厚生労働省		総務省	厚生労働							

(注) 1 ①は平成27年基準、②、⑤、⑥、⑩、⑫は令和2年基準である。
⑪は、令和7年4月から12月の数値は令和2年基準、令和8年1月から6月の数値は令和7年基準である。
2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨は事業所規模30人以上の数値である。

⑦ 所定外給与 (調査産業計)				⑧ 総実労働 時間数 (調査産業計)	⑨ 所定外労働 時間数 (調査産業計)	⑩ 消費支出 [二人以上の世帯のうち勤労者世帯]			⑪ 消費者 物価指数 (総合)	⑫ 国内企業 物価指数
		一般労働者					名	目	実	質
(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
25.6	1.4	32.8	2.2	145.4	12.0	363.2	5.3	1.2	3.6	3.9
24.5	1.2	31.3	1.4	140.5	11.3	351.5	10.3	6.1	3.5	3.1
24.6	1.1	31.5	1.9	145.2	11.3	323.2	7.7	3.8	3.3	2.8
25.4	3.4	32.6	3.8	148.8	11.6	338.9	8.4	4.6	3.1	2.5
24.6	0.5	31.5	0.9	135.2	10.6	347.3	9.0	5.7	2.7	2.7
24.3	1.2	31.0	1.5	139.9	11.4	339.8	10.2	6.6	2.9	2.8
26.2	2.9	33.4	2.5	147.7	12.1	339.0	3.5	0.1	3.0	2.8
26.4	1.5	33.8	1.6	140.8	11.8	350.3	10.7	7.2	2.9	2.8
25.9	1.3	33.1	1.2	140.4	11.6	374.1	△1.3	△3.6	2.1	2.5
25.1	3.8	32.2	4.1	135.3	11.3	334.8	1.0	△0.7	1.5	2.5
25.6	4.9	33.0	4.8	134.9	11.4	319.8	1.9	0.5	1.3	2.2
26.1	5.3	33.5	5.3	140.1	12.0	374.9	△2.1	△3.6	1.5	3.0
27.2	6.5	34.9	6.5	146.8	12.2	364.8	0.4	△1.1	1.4	5.5
25.6	4.4	32.6	4.4	135.2	11.1	353.4	0.6	△1.1	1.5	6.8
25.7	4.4	32.8	4.3	145.4	11.5	310.4	△4.0	△5.8	1.6	7.4
働 省						総 務 省				日本銀行

その2 愛知県集計

項目 年月	① 常用雇用 指数 (調査産業計)	② 有効求人 倍率 (季節調整値)	③ 完全失業者 率 (季節調整値)	④ きまって支給する給与 (調査産業計)		⑤ 所定内給与 (調査産業計)	
	前年同月比 (%)	(倍)	(%)	(千円)	前年同月比 (%)	(千円)	前年同月比 (%)
令和7年4月	△0.3	1.31	2.3	329.0	1.1	298.3	0.9
5月	△0.4	1.29		327.4	1.9	297.6	1.3
6月	△0.3	1.27		329.6	2.1	299.3	1.7
7月	△0.5	1.27	2.5	329.4	1.7	298.5	1.4
8月	△0.5	1.26		326.0	2.6	297.2	2.5
9月	△0.3	1.25		329.5	2.7	299.8	2.5
10月	0.6	1.24	2.2	333.1	2.8	300.9	2.3
11月	0.6	1.23		331.2	2.0	299.4	2.0
12月	1.1	1.23		329.5	2.5	299.3	2.2
令和8年1月	0.3	1.23	2.3	325.8	1.4	296.4	1.0
2月	0.3	1.22		326.4	2.3	295.9	2.2
3月	△0.2	1.20		331.5	2.6	300.4	2.5
4月	0.3	1.21	2.0	335.6	2.0	304.9	2.2
5月	0.2	1.23		332.3	1.5	303.4	1.9
6月	0.2	1.21		337.2	2.3	306.6	2.5
資料出所	愛知県県民文化局 県民生活部統計課	愛知労働局	愛 知 県 県 民 文 化 局 県 民				

(注) 1 ①、④、⑤は令和2年基準、⑩は令和7年基準である。
2 ①、④、⑤、⑥、⑦、⑧は、事業所規模30人以上の数値である。

⑥ 所 定 外 給 与 (調 査 産 業 計)	⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)	⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調 査 産 業 計)	⑨ 消 費 支 出 〔二人以上の世帯のうち勤労者世帯〕 (名古屋市・勤労者世帯)		⑩ 消 費 者 物 価 指 数 (総合・名古屋市)
				目	
(千円)	(時間)	(時間)	(千円)	前年同月比 (%)	前年同月比 (%)
30.7	145.4	14.1	392.4	15.2	3.5
29.8	139.3	13.1	391.3	12.3	3.8
30.3	146.2	13.3	308.7	△0.8	3.5
30.8	150.3	13.5	413.3	24.8	3.3
28.9	132.3	11.9	376.8	12.2	2.8
29.7	142.1	13.3	395.5	38.6	2.9
32.2	150.7	14.1	343.8	12.6	3.1
31.8	141.9	13.5	518.8	73.5	2.9
30.2	140.5	13.1	368.7	△2.5	2.1
29.4	134.8	12.5	317.4	6.8	1.7
30.5	135.1	12.9	336.0	△37.3	1.5
31.1	141.8	13.3	553.1	△5.0	1.5
30.7	145.6	13.3	374.9	△4.5	1.0
28.9	133.4	12.2	350.8	△10.4	1.1
30.5	146.6	12.8	269.9	△12.6	1.3
生 活 部 統 計 課			総 務 省		